

平成 14 年度の概要

・第 1 期事業運営期間の施行状況

介護保険制度開始から 3 年が経過したが、利用者やサービス量も増加し、概ね円滑な実施と制度の浸透が図られている。

制度施行後 3 年間で、要介護・要支援認定者（以下「要介護認定者等」という）数は 6 万 1 千人余、利用者数は 4 万 8 千人余、増加している。また、3 年間の介護給付費の総額は、支援計画を 3.1% 上回る 5,830 億円余となっている。

・被保険者の状況

高齢化の進展に伴い、第 1 号被保険者数は一貫して増加を続けている。平成 14 年度の第 1 号被保険者数は、介護保険制度が施行された平成 12 年 4 月からの 3 年間で、県全体で 852,110 人から 934,232 人へと 82,122 人（9.6%）増えている。

また、要介護認定者等の伸びはさらに顕著で、3 年間で 61.0% 増加している。その結果、第 1 号被保険者に占める要介護認定者等の割合（出現率）は 11.4% から 16.7% へと大幅に増加している。

・サービス提供体制

介護保険のサービス事業者数は、居宅サービス事業者を中心に順調に伸びており、特に福祉系サービス、とりわけ福祉用具貸与事業所及び痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）の増加が著しい。

また、介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成は都道府県の事務とされているところであるが、介護支援専門員実務研修受講試験は平成 10 年度から始まっており、既登録者数の増加に伴い、試験開始当初に比べ、受験者数・合格者数は漸減していたが、平成 14 年度の受験者数は微増している。

・介護給付費及びサービス利用者の状況

サービス利用者数及び介護給付費は順調に伸びており、利用者数については、施行当初からの 3 年間で 65.5% 増加している。

県全体の給付費としては、平成 14 年度では介護保険事業支援計画で見込んだ額の 107.6% 程度、3 年間の合計では 103.1% とおおむね計画どおりに推移している。

また、比較的費用の少ない居宅サービスの占める割合が伸びているため、利用者一人当たりの平均給付月額は、全体で前年度に比し 5.1% 減少している。

・介護保険財政安定化基金の状況

平成 14 年度は、計画どおり 2,828,078,292 円を積み立て、年度中の運用益は約 884 万円であった。

また、平成 14 年度は第 1 期事業運営期間の最終年度にあたるため、12 保険者から貸付けの申請があり、38 億円余を基金から取り崩して、貸付事業及び交付事業を実施した。

・ 審査請求及び苦情の状況

介護保険審査会は、保険料や要介護認定等に関する処分への不服申立てについて、審査する機関である。「要介護認定」に関する審査請求については、年間を通じて随時提起されているが、「保険料等」に関するものについては、6～9月期に保険者の賦課決定が集中することから、同時期に多く行われる傾向が顕著である。

また、サービス提供事業者やサービスの質に対する苦情申し立てについては、福岡県国民健康保険団体連合会に苦情相談窓口があり、平成14年度に介護サービス苦情処理委員会で受け付けた苦情申し立ては、12件であった。